

意見書

平成25年2月20日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめ ばん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 KDDI株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 基本的な考え方

我が国のブロードバンドの普及推進にあたっては、「光の道」構想実現にむけて「取りまとめ」（平成22年12月14日報告）において、2015年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標として、「インフラの高度化やICTの利活用促進」、「料金の低廉化とサービスの多様化」を推進することが適当とされ、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」（平成23年12月20日答申）においては、「線路敷設基盤の開放による設備競争の促進」の必要性がまとめられたことを踏まえ、これまでに光ファイバにおけるエントリーメニューの設定や情報開示告示の改正が行われ、競争を促進させる政策が講じられてきたと理解しています。一方で、2011年度末時点における超高速ブロードバンドの普及整備率は97.3%に達しているものの、利用率は46.8%¹に留まっており、主たる超高速ブロードバンドサービスである光ファイバサービスについて利用率の向上が課題となっています。

NTT東・西のダークファイバやシェアドアクセスを利用する形態でのFTTHサービス市場の公正競争が有効に機能するためには、NTT東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だNTT東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。

したがって、国民のブロードバンドの利活用の更なる促進に向けて、設備競争とサービス競争のバランスを取りながら接続料水準の低廉化を図るとともに、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、NTT東・西の当然の責務として線路敷設基盤の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。

2. 各論

○光ファイバ接続料について

平成25年度光ファイバ接続料は、NTT東・西共に前年度及び当初申請値に比べ低減していますが、競争促進によるユーザー利便の更なる向上やメタル回線から光ファイバへの円滑なマイグレーションのためには、光信号主端末回線だけでなく、光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額や工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要です。

現在、総務省で開催されている「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、メタル回線のコストの適正性を検証する観点から施設保全費におけるメタル

¹ 『総務省』平成25年1月25日「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果案」

と光の配賦の見直し等について検討されています。しかしながら、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申において、「移行期における費用配賦のバランスの在り方等にも留意すべき」とまとめられたとおり、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している状況において、今後も需要増が見込まれる光ファイバ側にコストを配賦することは、マイグレーションに逆行する措置であり、光ファイバ接続料の低廉化にも大きな影響を与えかねません。これまでの競争を後退させないことに留意しながら、ブロードバンド普及促進の観点から、メタルから光ファイバへのマイグレーション状況を見据え、バランスよく競争を促進させていく必要があると考えます。そのため、光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。

なお、光ファイバ接続料は、7割超のシェアを占めるNTT東・西の利用動向によって接続料水準が左右される構造となっているため、乖離額調整制度を適用することは、競争事業者にとっては事業の予見性を著しく欠く状態を招いており、実質的に実績原価方式を採用することと同等になっています。本来、将来原価方式には乖離額調整が認められていないことから、平成26年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整の適用の是非について、認可申請前に十分検討すべきと考えます。

また、現行のように特例で乖離額調整を適用する場合、接続事業者による事業の予見性を高めるため、コストの予測値に対する実績については補正申請まで一切公表しないというのではなく、一定期間毎に公表し、接続事業者側において予見性を確保できるようにすべきです。

○光配線区画の在り方・運用の適正化について

NTT東・西のシェアドアクセスを利用する形態においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させます。

光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要な要素であり、平成24年度の加入光ファイバに係る接続料認可の際に、既存の光配線区画とは別に接続事業者向けに新たな光配線区画を設定すること、及び、戸数が過小な光配線区画等既存の光配線区画を適宜見直す方向性が示されたところです。

しかしながら、現時点において、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度(詳細は【別添1】参照。委員限り)であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。また、光配線区画に係る適切な運用の実施が収容数向上の大前提になりますが、NTT西日本においては、1光配線区画への複数局外スプリッタの設置や、事後的に光配線区画が分割・縮小されるような事例が数多く発生し、光ファイバの公正競争が阻害される状況となっています。

公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるためには、以下のとおり、速やかに光配線区画に係る適切な運用の実施・改善及び1光配線区画あたりの世帯数の適正化が必要であり、あわせて、透明性を確保する観点から、適正化を図った具体的なエリア・光配線区画等、適正化の結果についても情報開示することが必要と考えます。

<光配線区画に係る適切な運用の実施・改善について>

NTT西日本によると、「光配線区画の設定は、光エリア展開時に机上で大まかな光配線区画を設定し、実際の光回線の申込みがあってから線路等の地形条件を加味した詳細設計を行い、事後的に光配線区画を分割等修正していくことが適切な運用である」とのことですが、事後的に光配線区画が分割・縮小されてしまうと、接続事業者が当初想定した1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数の確保が困難となります。このことによって、既に接続事業者の事業運営に多大な影響を及ぼしており、公正競争上、到底納得できる運用方法になっていないと言わざるを得ません。

接続事業者の予見性を確保するためには、事後的に光配線区画を分割等修正するのではなく、事前に同一の局外スプリッタに収容可能な範囲として適切に光配線区画を設定することが必要であり、NTT西日本においては、既存の光配線区画について速やかに適正化を図るとともに、事後的に光配線区画を分割等修正するような運用を改めるべきと考えます。

さらに、1光配線区画における局外スプリッタの設置については、光信号分岐端末回線が全て埋まってから新しい局外スプリッタを設置することが前提ですが、NTT西日本においては、既設の局外スプリッタの確認漏れ等による人為的なミスを始め、光信号分岐端末回線の長延化回避のためだけに局外スプリッタを新たに設置するといった、光信号分岐端末回線の敷設の考え方や光配線区画の設定方法そのものに疑義が生じる運用や、既存の光配線区画において、光ケーブル増設時に新配線方式という新たな光ケーブル配線方法を導入し、以降の需要は全て新配線方式で新設した局外スプリッタに収容し、既存の光配線区画に設置された局外スプリッタには一切収容しないといった、接続事業者の光信号分岐端末回線の収容数向上を阻害し接続料負担を増大させる運用等(詳細は【別添2】参照。委員限り)により、1光配線区画に複数の局外スプリッタを設置している状況となっています。

このような運用の問題は、自社のフレッツ光展開時にも当然にして発生していたことであり、その問題を解決しないまま放置し、適切な設備管理等を怠ってきた結果、後発の接続事業者に対しても、こうした光信号分岐端末回線が埋まる前に複数の局外スプリッタを設置する運用を当たり前のように実施し、現に接続事業者が本来不要な光信号主端末回線接続料等の負担を強いられ、公正競争に支障を生じさせています。速やかにこのような運用を是正し、接続事業者が不利益を被らないように、1光配線区画に1局外スプリッタ設置の運用を徹底することが必要です。

あわせて、NTT東日本においても、同様の事例がないかどうか確認し、光配線区画に係る適切な運用の実施・改善を図っていくことが肝要です。

このような事後的な光配線区画の分割や1光配線区画への複数局外スプリッタの設置は、過剰な光信号主端末回線の利用を生じさせ、芯線枯渇を誘発します。現に芯線枯渇が発生し、開通が長期化したり、当該エリアでの営業活動を長期間制限(1年半以上芯線枯渇の解消に時間を要するケース有。詳細は【別添3】参照。委員限り)せざるを得ない事態が生じているため、光ファイバにおける公正な競争環境が確保されている状況にあるとは到底言えません。公正な競争環境の確保の観点からも、このような運用の速やかな是正が必要だと考えます。

<1光配線区画あたりの世帯数の適正化について>

NTT東・西によると、1光配線区画あたりの平均世帯数については、ピーク時の加入電話施設数等を分子、直近の光配線区画数を分母として算出しているとのことですが、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会接続委員会(平成24年1月16日資料)におけるNTT東・西から回答のとおり、本世帯数には、本来、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンション(例:6階建て)や、1つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数が含まれるなど、実態に即した平均世帯数とはなっていません。

先述のとおり、弊社で確認したシェアドアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、NTT東日本で約31世帯、NTT西日本で約24世帯程度であり、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯という水準とはかけ離れた実態となっています。このような中、さらに光配線区画の分割等が行われると、接続事業者は益々、光信号分岐端末回線の収容数向上が困難となり、光ファイバの公正競争が後退し、国民利便を損ねることになります。

そのため、上述の光配線区画の適正化にあたっては、大まかに設定された光配線区画を単純に分割等修正するのではなく、隣接する光配線区画と統合する等1光配線区画あたりの世帯数を適切に確保していくことが必要です。確保されるべき適切な世帯数についても、シェアドアクセスの対象になり得ない中規模マンションや、1つの光配線区画を占める大規模マンション等の世帯数を除いた、本来、シェアドアクセスが提供できる世帯数を対象として、最低限、NTT東・西が主張する平均50世帯、40世帯の世帯数が当然確保されるべきだと考えます。

以 上